

10

高齢者保健福祉

介護保険制度の概要

概要

サービス提供機関

居宅サービス

- ◇訪問介護（ホームヘルプ）
- ◇訪問入浴介護
- ◇訪問看護
- ◇訪問リハビリテーション
- ◇居宅療養管理指導
- ◇通所介護（デイサービス）
- ◇通所リハビリテーション（デイケア）
- ◇短期入所生活介護（ショートステイ）
- ◇短期入所療養介護
- ◇特定施設入居者生活介護
- ◇福祉用具貸与
- ◇特定福祉用具販売

施設サービス

- ◇介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ◇介護老人保健施設（老人保健施設）
- ◇介護療養型医療施設

地域密着型介護サービス

- ◇定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ◇夜間対応型訪問介護
- ◇認知症対応型通所介護
- ◇小規模多機能型居宅介護
- ◇認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ◇地域密着型特定施設入居者生活介護
- ◇地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ◇複合型サービス

その他

- ◇住宅改修費の支給

介護予防サービス

- ◇介護予防訪問介護（ホームヘルプ）
- ◇介護予防訪問入浴
- ◇介護予防訪問看護
- ◇介護予防訪問リハビリテーション
- ◇介護予防居宅療養管理指導
- ◇介護予防通所介護（デイサービス）
- ◇介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
- ◇介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- ◇介護予防短期入所療養介護
- ◇介護予防特定施設入居者生活介護
- ◇介護予防福祉用具貸与
- ◇特定介護予防福祉用具販売

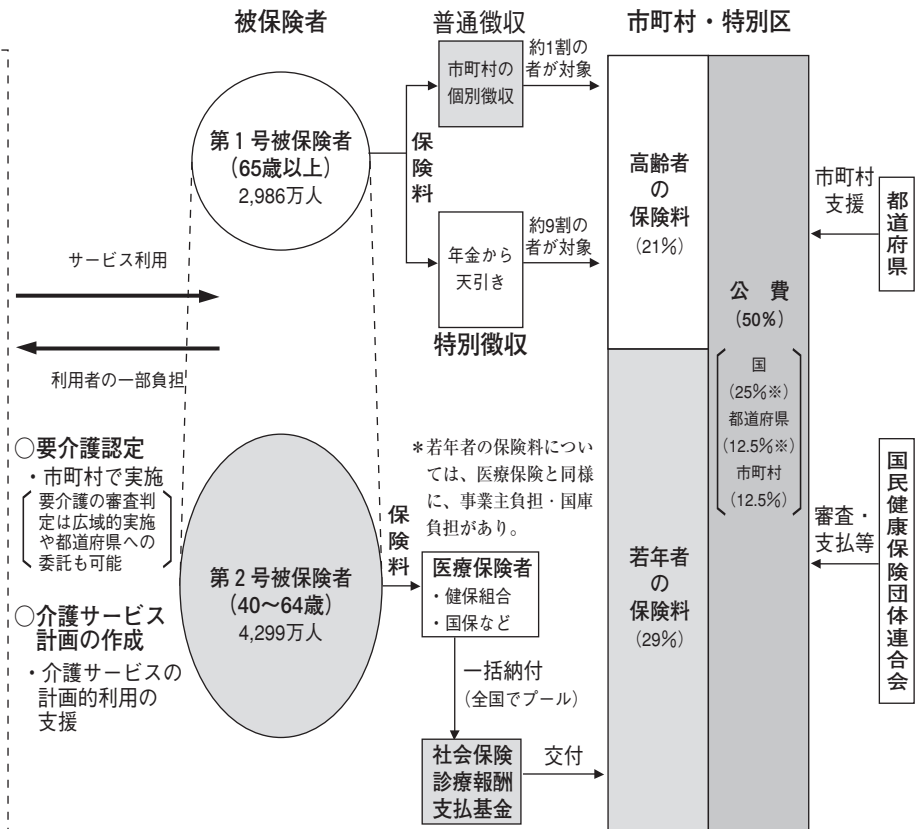
地域密着型介護予防サービス

- ◇介護予防認知症対応型通所介護
- ◇介護予防小規模多機能型居宅介護
- ◇介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

その他

- ◇住宅改修費の支給

介護保険制度の体系図



10

高齢者保健福祉

詳細資料① 被保険者・受給権者・保険料負担、賦課・徴収方法

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の者	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
受給権者	・要介護者（寝たきり・認知症等で介護が必要な状態） ・要支援者（日常生活に支援が必要な状態）	要介護・要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（特定疾病）による場合に限定
保険料負担	市町村が徴収	医療保険者が医療保険料とともに徴収し、納付金として一括して納付
賦課・徴収方法	・所得段階別定額保険料（低所得者の負担軽減） ・老齢退職年金給付（※）年額18万円以上の方は特別徴収（年金からのお支払い） それ以外の方は普通徴収	・健保：標準報酬及び標準賞与×介護保険料率（事業主負担あり） ・国保：所得割、均等割等に按分（国庫負担あり）

※平成18年4月から障害年金・遺族年金も対象。

詳細資料② 保険料

1. 第1号被保険者の保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から、原則として各市町村ごとの所得段階別の定額保険料とし、低所得者への負担を軽減する一方、高所得者の負担は所得に応じたものとする。

段階	対象者	保険料	(参考) 対象者見込数
第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	2.7%
第2段階	市町村民税世帯非課税で年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方等	基準額×0.5	17.0%
第3段階	市町村民税世帯非課税で第2段階に該当しない方等	基準額×0.75	13.2%
第4段階	市町村民税本人非課税	基準額×1	30.2%
第5段階	市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が190万円未満）	基準額×1.25	21.1%
第6段階	市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が190万円以上）	基準額×1.5	15.8%

※ 上記表は標準的な段階。市町村が条例により課税層についての区分数を弾力的に設定できる。なお、保険料率はどの段階においても市町村が設定できる。

2. 第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険者ごとに算定される。

詳細資料③ 利用料

- 1割の定率負担+入院・入所者は居住（滞在）費・食費を原則自己負担
- 1割負担が高額になる場合は高額介護（予防）サービス費を支給
- 1割負担・居住（滞在）費・食費の負担額について、低所得者に配慮

<高額介護サービス費>

所得区分	世帯の上限額
(1) 下記(2)または(3)に該当しない場合	37,200円
(2) ①市町村民税世帯非課税者	①24,600円
②24,600円への減額により生活保護の要保護者とならない場合	②24,600円
(a) 市町村民税世帯非課税で、(公的年金等収入金額+合計所得金額)が80万円以下である場合	個人15,000円
(b) 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	個人15,000円
(3) ①生活保護の被保護者	①個人15,000円
②15,000円への減額により生活保護の要保護者とならない場合	②15,000円

※ 個人とあるのは個人の上限額

※ 制度施行時における特別養護老人ホーム入所者（旧措置入所者）の利用料については、当分の間、負担能力に応じた減免措置を講じている。

詳細資料④ 利用手続

1. 介護認定審査会の審査判定結果に基づき、市町村が要介護・要支援認定
介護認定審査会は、被保険者の心身の状況調査結果、主治医の意見書等に基づき、要介護状態区分等を審査判定（審査判定は都道府県に委託可）
※ 要介護認定基準は全国一律に客観的に定める。
→ 要介護度に応じた給付額（在宅サービスの場合は支給限度額）を設定
○在宅給付については、要介護度（7段階・要支援を含む）に応じて、約5.0～35.8万円/月（額は地域により異なる）

(在宅サービスの支給限度額)

要介護度	支給限度額
要支援1	4,970単位/月
要支援2	10,400単位/月
要介護1	16,580単位/月
要介護2	19,480単位/月
要介護3	26,750単位/月
要介護4	30,600単位/月
要介護5	35,830単位/月

*1単位：10～11.26円（地域やサービスにより異なる）

○施設給付についても、各施設類型ごとに、要介護度に応じた給付額を設定

2. 本人の需要に適應したサービスを総合的・計画的に提供する観点から、介護サービス計画（ケアプラン）の作成が基本

10

高齢者保健福祉

詳細資料⑤

保険給付の内容

	予防給付におけるサービス	介護給付におけるサービス
都道府県が指定・監督を行うサービス	<ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防サービス 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防在宅療養管理指導 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 	<ul style="list-style-type: none"> ◎居宅サービス 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 ◎居宅介護支援 ◎施設サービス 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設
市町村が指定・監督を行うサービス	<ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防支援 ◎地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス
その他	◎住宅改修	◎住宅改修

※ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部施行に伴い、都道府県が指定・監督を行うサービスについて、政令市・中核市に権限委譲されている。

詳細資料⑥

制度運営安定化のための配慮

〈財政面での配慮〉

都道府県に財政安定化基金を置き（財源は、国、都道府県、市町村が1/3ずつ）、見通しを上回る給付費増や保険料収納率の低下に起因する財政不足を補うため、資金の交付及び貸付を行う。

〈事務実施面での配慮〉

1. 要介護認定の審査判定業務の都道府県への委託を可能としている。
2. 都道府県が複数市町村の審査会の共同設置を支援している。

介護保険の基盤整備

概要

基盤整備

1. 介護サービス基盤の整備を計画的に進めるため、国が策定する基本方針に基づき、市町村、都道府県がそれぞれ市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画を策定する。
2. 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
3. 国は、市町村が行う介護サービス基盤の整備等を支援するため、地域介護・福祉空間整備等交付金の支給等の支援を行う。また、地域密着型サービスなど、市町村内の日常生活圏域で利用される小規模なサービス拠点の整備等を推進するため、都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金等（基金の実施期限を平成24年度まで1年延長）より支援を行う。

詳細資料

地域介護・福祉空間整備等交付金

1. 趣旨

国民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市町村が地域の実情に合わせて裁量や自主性を生かしながらい行い介護サービス拠点等の整備を支援するとともに、都市型軽費老人ホームの整備や、施設内保育施設の整備、市町村における先進的な取り組み等を支援する交付金

2. 事業内容

(1) 地域介護・福祉空間整備推進交付金

地域密着型サービス等の導入に必要な設備やシステムの整備、高齢者と障害者・子どもとの共生型サービスの推進に必要な経費に対する交付金

(2) 先進的事業支援特例交付金

介護療養型医療施設等転換整備計画等に基づく施設の整備、都市型軽費老人ホームの整備、施設内保育施設の整備、緊急ショートステイ居室整備等のための交付金

3. 実施主体 市区町村

4. 補助率 定額

- | | | | | |
|--------------|---------------------|------|----|------|
| 5. 平成25年度予算額 | 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 | 40億円 | 合計 | 51億円 |
| | 地域介護・福祉空間整備推進交付金 | 11億円 | | |

詳細資料

介護基盤の緊急整備

1. 趣旨

各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点の整備を推進するため、市町村が行う介護サービス基盤等の整備を支援するもの。（基金の実施期限を平成25年度まで1年延長）

2. 事業内容

各都道府県に設置された基金を原資として、次の事業を実施。

(1) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金

ア 介護基盤の緊急整備特別対策事業

地域密着型サービスなど、市町村内の日常生活圏域で利用される小規模なサービス拠点を面的に整備するための支援

イ 既存施設の sprinkler 等整備特別対策事業

介護関連施設等における sprinkler 等の防火安全設備の整備に要する費用について支援

ウ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業

認知症高齢者グループホーム等が行う、地震等防災対策上必要な改修等に対する支援

既存特別養護老人ホームの個室ユニット化改修等に対する支援

(2) 介護職員処遇改善等臨時特例基金（施設開設準備等特別対策事業）

特別養護老人ホーム等の整備促進のため、施設開設前の準備に要する経費や施設用地確保のために定期借地権を設定した場合の支援

3. 実施主体 市区町村

4. 補助率 定額 (2) の事業の一部については1 / 2)

- | | | |
|---------|-----------------|----------|
| 5. 事業規模 | 介護基盤緊急整備等臨時特例基金 | 約3,331億円 |
| | 介護職員処遇改善等臨時特例基金 | 約 916億円 |

介護保険制度の実施状況

詳細データ① 第1号被保険者数の推移（人）

各年4月末時点

2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
21,654,769	22,473,297	23,223,722	23,981,379	24,528,385	25,160,699	25,935,454	26,822,941	27,566,882	28,384,166	28,945,267	29,069,219	29,855,066

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告」

詳細データ② 要介護（要支援）認定者数の推移（人）

各年4月末時点

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
要支援1	290,923	319,595	398,322	504,835	601,258	673,542	58,678	527,027	551,720	574,997	603,560	662,247	692,126
要支援2	—	—	—	—	—	—	45,414	521,549	629,071	661,881	653,899	668,629	712,425
経過的要介護	—	—	—	—	—	—	654,952	39,557	1,460	0	—	—	—
要介護1	551,134	709,493	890,772	1,070,191	1,252,269	1,332,078	1,386,738	876,240	769,388	788,133	852,325	909,673	970,468
要介護2	393,691	489,560	571,012	640,574	594,806	614,040	651,370	755,749	806,110	822,691	854,158	900,892	952,408
要介護3	316,515	357,797	393,646	430,709	492,195	527,329	560,602	652,255	711,337	737,951	712,847	699,763	724,287
要介護4	338,901	365,352	393,783	423,846	478,585	496,616	524,989	547,175	578,873	589,512	629,757	641,178	669,754
要介護5	290,457	340,662	381,472	414,169	455,021	464,550	465,350	488,753	500,255	514,758	563,671	593,228	608,928
合計	2,181,621	2,582,459	3,029,007	3,484,324	3,874,134	4,108,155	4,348,093	4,408,305	4,548,214	4,689,923	4,870,217	5,075,610	5,330,396

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告」

(注) 介護保険法改正時(2006年4月1日施行)に要支援認定を受けていた者は、その認定期間の満了まで「経過的要介護」となっている。

詳細データ③ 介護サービス受給者数の推移（人）

各年4月サービス分

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
居宅サービス（介護予防を含む）	971,461	1,419,344	1,723,523	2,014,841	2,314,883	2,505,636	2,546,666	2,573,797	2,685,115	2,782,828	2,941,266	3,101,253	3,284,065
地域密着型サービス（介護予防を含む）	—	—	—	—	—	—	141,625	173,878	205,078	226,574	253,769	282,297	310,906
施設サービス	518,227	650,590	688,842	721,394	757,593	780,818	788,637	814,575	825,155	825,835	838,279	847,946	861,950
合計	1,489,688	2,069,934	2,412,365	2,736,235	3,072,476	3,286,454	3,476,928	3,562,250	3,715,348	3,835,237	4,033,314	4,231,496	4,456,921

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告」

詳細データ④ 介護給付費の推移（月間・サービス種別・百万円）

各年4月サービス分

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
居宅サービス（介護予防を含む）	57,001	118,500	153,214	182,507	216,783	236,804	214,366	229,147	246,922	265,488	287,004	304,065	324,049
地域密着型サービス（介護予防を含む）	—	—	—	—	—	—	28,287	34,383	40,065	44,455	49,568	55,181	62,465
施設サービス	144,874	200,177	212,586	214,033	227,927	234,326	198,493	205,154	207,915	214,115	218,512	219,492	224,185
合計	201,875	318,677	365,800	396,540	444,709	471,130	441,146	468,684	494,903	524,058	555,084	578,739	610,700

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告」

詳細データ⑤ 各サービスの費用額

	費用額（単位：百万円）	割合（単位：％）
総 数	713,497	100.0
居宅サービス	346,582	48.6
訪問通所	272,789	38.2
訪問介護	71,716	10.1
訪問入浴介護	5,026	0.7
訪問看護	14,915	2.1
訪問リハビリテーション	2,776	0.4
通所介護	118,993	16.7
通所リハビリテーション	38,923	5.5
福祉用具貸与	20,442	2.9
短期入所	35,971	5.0
短期入所生活介護	30,824	4.3
短期入所療養介護（老健）	4,781	0.7
短期入所療養介護（病院等）	366	0.1
居宅療養管理指導	4,927	0.7
特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	32,887	4.6
特定施設入居者生活介護（短期利用）	8	0.0
居宅介護支援	35,127	4.9
地域密着型サービス	76,082	10.7
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	144	0.0
夜間対応型訪問介護	227	0.0
認知症対応型通所介護	7,318	1.0
小規模多機能型居宅介護	13,640	1.9
認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	46,500	6.5
認知症対応型共同生活介護（短期利用）	17	0.0
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	1,045	0.1
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	1	0.0
地域密着型介護老人福祉施設サービス	7,071	1.0
複合型サービス	119	0.0
施設サービス	255,708	35.8
介護福祉施設サービス	128,871	18.1
介護保健施設サービス	98,455	13.8
介護療養施設サービス	28,382	4.0

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護給付費実態調査」（平成24年12月審査分）より厚生労働省老健局作成。

- (注) 1. 数値はそれぞれの単位未満での四捨五入のため、計に一致しない場合がある。
2. 介護予防給付を含めた数値。

詳細データ⑥ 介護の総費用の推移（年間・億円）

（年度）

2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012 (予算)	2013 (予算)
36,273	45,919	51,929	56,891	62,025	63,957	63,615	66,719	69,497	74,306	78,204	82,253	89,217	94,409

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告」
2012年度～2013年度については、予算額から推計。

詳細データ⑦ 介護サービス請求事業所数

各年4月審査分

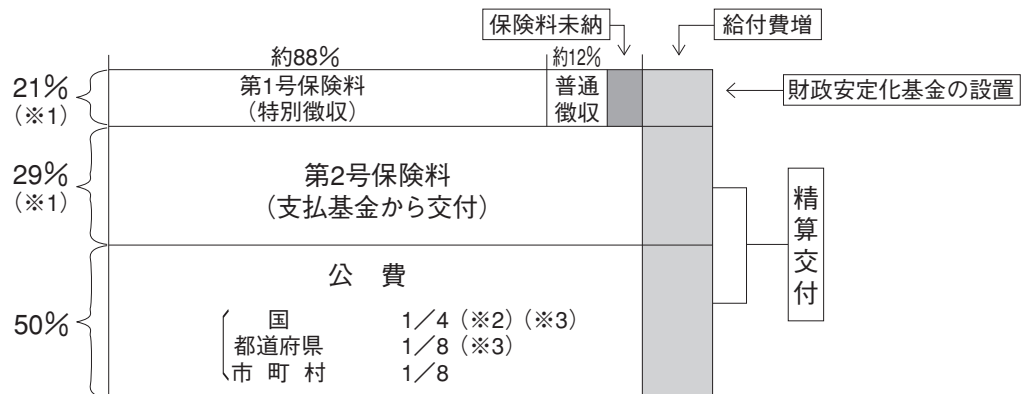
	2001年度 (2002年4月 審査分)	2002年度 (2003年4月 審査分)	2003年度 (2004年4月 審査分)	2004年度 (2005年4月 審査分)	2005年度 (2006年4月 審査分)	2006年度 (2007年4月 審査分)	2007年度 (2008年4月 審査分)	2008年度 (2009年4月 審査分)	2009年度 (2010年4月 審査分)	2010年度 (2011年4月 審査分)	2011年度 (2012年4月 審査分)
居宅サービス											
訪問介護	14,229	16,761	20,110	23,373	25,310	25,685	25,213	25,267	25,982	27,029	28,661
訪問入浴介護	2,577	2,622	2,696	2,698	2,619	2,458	2,303	2,253	2,283	2,285	2,329
訪問看護	8,824	8,821	8,748	8,643	8,568	8,341	8,041	7,845	7,750	7,683	7,910
訪問リハビリテーション	1,981	2,022	1,998	2,010	1,999	2,612	2,848	2,988	3,117	3,247	3,322
居宅療養管理指導	16,293	16,595	16,546	16,454	16,553	16,014	16,015	16,555	17,114	17,752	18,713
通所介護	9,726	11,429	13,817	16,771	19,754	20,748	22,146	23,644	25,610	28,054	31,570
通所リハビリテーション	5,545	5,714	5,872	6,092	6,263	6,436	6,530	6,539	6,703	6,763	6,860
短期入所生活介護	4,819	5,117	5,431	5,843	6,348	6,747	7,080	7,373	7,607	7,791	8,259
短期入所療養介護	3,379	3,577	3,736	3,832	3,884	3,891	3,805	3,762	3,744	3,680	3,678
特定施設入居者生活介護	385	531	777	1,205	1,726	2,491	2,824	2,998	3,222	3,476	3,762
福祉用具貸与	4,494	5,456	6,428	7,120	7,509	7,035	6,579	6,276	6,328	6,425	6,689
地域密着型サービス											
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—	—	50	92	86	95	112	152
認知症対応型通所介護	—	—	—	—	—	2,562	2,883	3,098	3,277	3,455	3,611
小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—	—	507	1,373	1,936	2,303	2,785	3,402
認知症対応型共同生活介護	1,658	2,854	4,689	6,422	8,069	8,776	9,327	9,712	10,041	10,676	11,378
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	—	36	75	106	138	165	210
地域密着型老人福祉施設	—	—	—	—	—	51	135	233	332	415	696
居宅介護支援	20,805	22,877	25,918	28,556	30,387	30,722	30,692	30,932	31,428	32,412	34,019
施設サービス											
介護老人福祉施設	4,740	4,951	5,165	5,411	5,684	5,828	5,986	6,103	6,167	6,207	6,399
介護老人保健施設	2,826	2,928	3,065	3,216	3,360	3,445	3,509	3,581	3,671	3,731	3,834
介護療養型医療施設	3,193	3,451	3,437	3,346	3,038	2,664	2,427	2,194	2,018	1,877	1,766
介護予防サービス											
介護予防訪問介護	—	—	—	—	—	21,927	22,673	22,800	23,307	24,035	25,306
介護予防訪問入浴介護	—	—	—	—	—	259	318	343	319	321	377
介護予防訪問看護	—	—	—	—	—	4,831	5,117	5,223	5,285	5,342	5,578
介護予防訪問リハビリテーション	—	—	—	—	—	1,168	1,544	1,682	1,793	1,965	2,069
介護予防居宅療養管理指導	—	—	—	—	—	4,392	5,201	5,807	6,120	6,529	7,035
介護予防通所介護	—	—	—	—	—	18,038	20,321	21,690	23,249	24,889	27,705
介護予防通所リハビリテーション	—	—	—	—	—	5,701	6,114	6,194	6,338	6,370	6,512
介護予防短期入所生活介護	—	—	—	—	—	3,062	3,761	3,936	3,916	3,876	4,108
介護予防短期入所療養介護	—	—	—	—	—	938	1,040	1,002	914	822	791
介護予防特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	—	2,071	2,389	2,525	2,672	2,851	3,063
介護予防福祉用具貸与	—	—	—	—	—	4,839	5,052	5,094	5,205	5,402	5,733
介護予防支援	—	—	—	—	—	3,490	3,859	3,987	4,117	4,134	4,224
地域密着型介護予防サービス											
介護予防認知症対応型通所介護	—	—	—	—	—	340	386	433	455	417	474
介護予防小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—	—	184	653	1,003	1,265	1,595	1,992
介護予防認知症対応型共同生活介護	—	—	—	—	—	687	752	800	729	695	710

（注）地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防サービスが2006年4月から導入されている。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護給付費実態調査」（各年4月審査分）

介護保険制度の財政状況

概 要

介護保険制度の財政状況



- ※1 24～26年度における第1号被保険者と第2号被保険者の推計人口比率に基づく割合である。
 (12～14年度はそれぞれ17%、33% 15～17年度はそれぞれ18%、32% 18～20年度はそれぞれ19%、31%
 21～23年度はそれぞれ20%、30%)
- ※2 国費の5%分は、市町村間の財政の格差の調整のために充てる(市町村により交付割合が異なる)。
 (調整事由) ①後期高齢者の加入割合の相違 ②高齢者の負担能力(所得段階別被保険者数)の相違
 ③災害時の保険料・利用料減免等(特別調整)
- ※3 平成18年度からの介護保険施設等(*)に係る給付費の負担割合は次のとおり。
 (*) 都道府県指定の介護保険3施設及び特定施設
- | | | | |
|------|-------|---|-------|
| 国 | 25% | → | 20% |
| 都道府県 | 12.5% | → | 17.5% |